



酒類製造者

環境法令における 酒類業者の義務



酒類流通業者
(販売店)



消費者

➔ 循環社会形成推進基本法の概要

➔ 省エネ法の概要

➔ 資源有効利用促進法の概要

➔ 地球温暖化対策推進法の概要

➔ 容器包装リサイクル法の概要（平成19年4月施行分）

➔ P R T R法の概要

➔ 食品リサイクル法の概要

■法律の目的

廃棄物の発生量の膨大、廃棄物の最終処分場の確保の困難、不法投棄の増大などの問題から、廃棄物・リサイクル問題の解決のため「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を推進するとともに、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

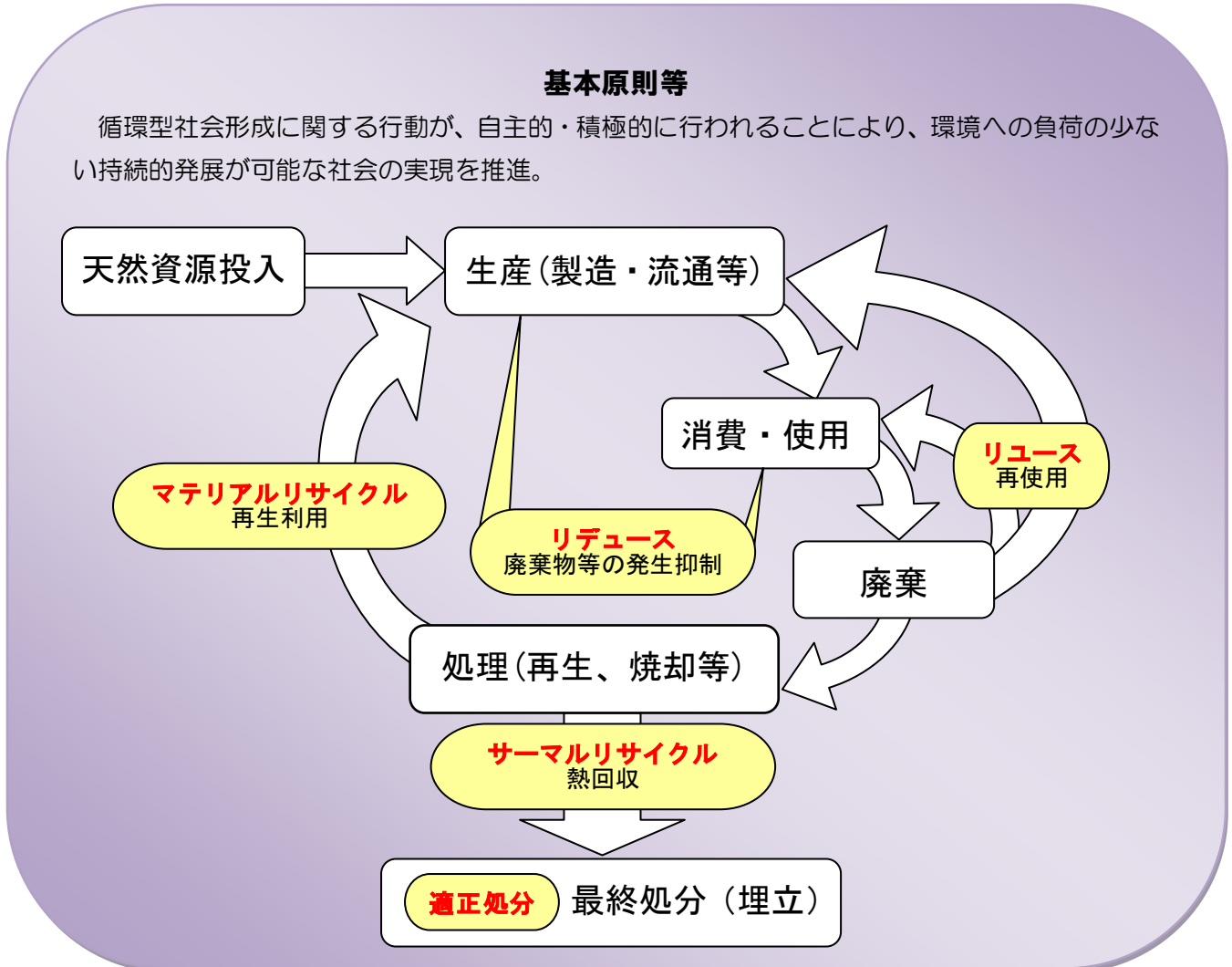
■循環型社会とは

循環型社会とは、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことで、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会に代わるものとして提示された概念です。

まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保された、環境負荷が少ない社会のことをいいます。

■法律の概要

循環型社会を構築するにあたっての国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの役割や、取組を進めるにあたっての基本原則等が規定されています。



循環型社会の形成

国

○基本的・総合的な施策を策定し、実施する



地方公共団体

- 廃棄物のうち有用なもの（以下「循環資源」という。）の適正な循環的利用や処分が行われるよう必要な取組を行う
- 地域ごとの自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する



事業者

- 原材料などが事業活動において廃棄物になることを抑制する
- 循環資源は、自ら適正に循環的に利用、あるいは、適正な循環的利用が行われるよう対策を講じる
- 循環的な利用が行われない循環資源については自らの責任で適正に処分する
- 製品、容器等の製造・販売に当たっては、耐久性の向上や修理の実施、再生利用・適正処分が行いやすいようにするとともに、適正に循環的な利用を行う
- 循環型社会の形成に自ら努めるとともに、行政（国、地方公共団体）の取組に協力する



国民

- 以下のような取組により廃棄物の発生抑制や循環的な利用の促進に努める
 - できるだけ長期間製品を使用する
 - 再生品を使用する
 - 循環資源の分別収集へ協力する
- 廃棄物の適正な処分について、行政（国、地方公共団体）の取組に協力する



資源有効利用促進法の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律

国税庁酒税課

■法律の目的

「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会の状況を踏まえ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制、再生資源及び再生部品の利用の促進を図り、循環型社会を形成することを目的としています。

■法律の概要

事業者に対して廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品・部品等の再使用（リユース）及び回収した製品等の再生利用（リサイクル）への配慮、分別回収のための容器包装の素材の表示など、資源の有効な利用を図るために事業者の取組むべき事項が規定されています。








■酒類業者のうち、容器包装の素材の表示義務がある者

表示が義務付けられた製品の製造、加工、販売を行う事業者（販売を行う事業者の場合は、製造を発注する事業者に限る。）には、製品に容器包装の識別マークを表示することが義務付けられています。

■表示が義務付けられている製品と識別マーク

酒類業者には、次の製品に、1箇所以上識別マークを表示することが義務付けられています。

- 1 酒類が充てんされたスチール缶及びアルミ缶
- 2 酒類が充てんされたPETボトル
- 3 紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用紙パック及び段ボール製容器包装を除く）
- 4 プラスチック製容器包装（2を除く）

容器包装の識別マーク		自主基準マーク（※）
スチールマーク  酒類・飲料用のスチール缶	アルミマーク  酒類・飲料用のアルミ缶	PETマーク  酒類・飲料・特定調味料(醤油、食酢等)用のPETボトル
紙マーク  紙製容器包装 (段ボール及びアルミニウムを使用していない飲料・酒類用紙パックを除く)	プラマーク  プラスチック製容器包装 (飲料、酒類、特定調味料用のPETボトルを除く)	紙パックマーク  アルミ不使用の飲料用紙パック
		段ボールマーク  段ボール

※「自主基準マーク」は、表示に関する法的な義務はありませんが、業界団体が自主的に採用し、表示しているマークです。

■罰則

識別マークの表示義務を負う事業者が、義務を怠った場合には、国による勧告、公表、命令が行われ、命令に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。

容器包装リサイクル法(19年4月施行分)の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

国税庁酒税課

■ 施行内容及び判断基準の概要と義務者

容器包装廃棄物の排出抑制の促進

平成19年4月1日より、指定される小売業に属する事業を行う者（**指定容器包装利用事業者**）は、国が定める**判断の基準となるべき事項**に基づき、容器包装の使用の**合理化のための取組**を行うことが義務づけられました。

指定容器包装利用事業者とは

その事業において容器包装を用いる事業者であって、小売業（各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業）に属する事業を行うものをいいます。

なお、主たる事業は食品製造業である事業者が、飲食料品小売業に属する事業も行っている場合など、主たる事業でなくてもこれらの小売業に属する事業を行っている場合は、その事業において容器包装の使用合理化のための取組を行う義務があります。

- 指定容器包装利用事業者は、指定容器包装利用事業者として、**容器包装の使用の合理化**により、容器包装廃棄物の**排出抑制を促進するための取組**を行うことが必要です。

「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項」の概要

目標の設定

容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行う。

情報の提供

店頭において掲示を行うこと等により、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供する。

体制の整備等

責任者の設置等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講ずる。

安全性等の配慮

容器包装の安全性、機能性等に配慮する。

容器包装の使用の合理化

容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進する。

容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握

容器包装を用いた量並びに実施した取組及びその効果を適切に把握する。

関係者との連携

国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携協力を図るよう配慮する。



●指定容器包装利用事業者のうち前年度において**容器包装を用いた量が50トン以上の事業者**（容器包装多量利用事業者）には毎年度6月末日までに報告が義務づけられています。

■罰則

特定事業者、容器包装多量利用事業者が義務を怠ると罰則規定が適用されます。

再商品化の義務を負う特定事業者が、義務を履行しない場合には、国による指導、助言、勧告、公表、命令が行われ、命令に違反した場合には100万円以下の罰金に処せられます。

■容器包装の使用の合理化例

●マイバッグ等の利用の促進

マイバッグやマイバスケットの持参を促進し、レジ袋を削減するため、マイバッグの販売やマイバスケットのレンタル等を実施



●声かけの励行

販売員から消費者に対して、容器包装を使用するかどうかの声かけの励行

●容器包装の有料化

レジ袋を始め、消費者に提供される容器包装の有料化を実施



●ポイント制等の実施

マイバッグを持参する消費者や、容器包装の使用を辞退する消費者に、買い物券や景品等の特典の提供、又はポイント制の実施

●適切な寸法の容器包装の使用

大きめなサイズの容器包装を控え、商品の大きさや数量に見合うサイズの容器包装を使用

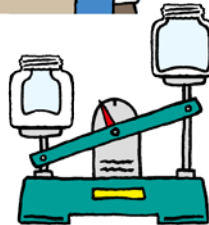


●商品の量り売り

食品等の販売で量り売りを行い、予め容器詰めすることを控える

●簡易包装化の推進

二重包装を控える、商品を部分的に包装する等



●薄肉化・軽量化された容器包装の使用

販売時に付す容器包装について、従来より薄く、軽いものを採用・調達

食品リサイクル法の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

国税庁酒税課

■ 法律の目的

食品に係る資源の有効な利用の確保と食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、生活環境の保全や国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

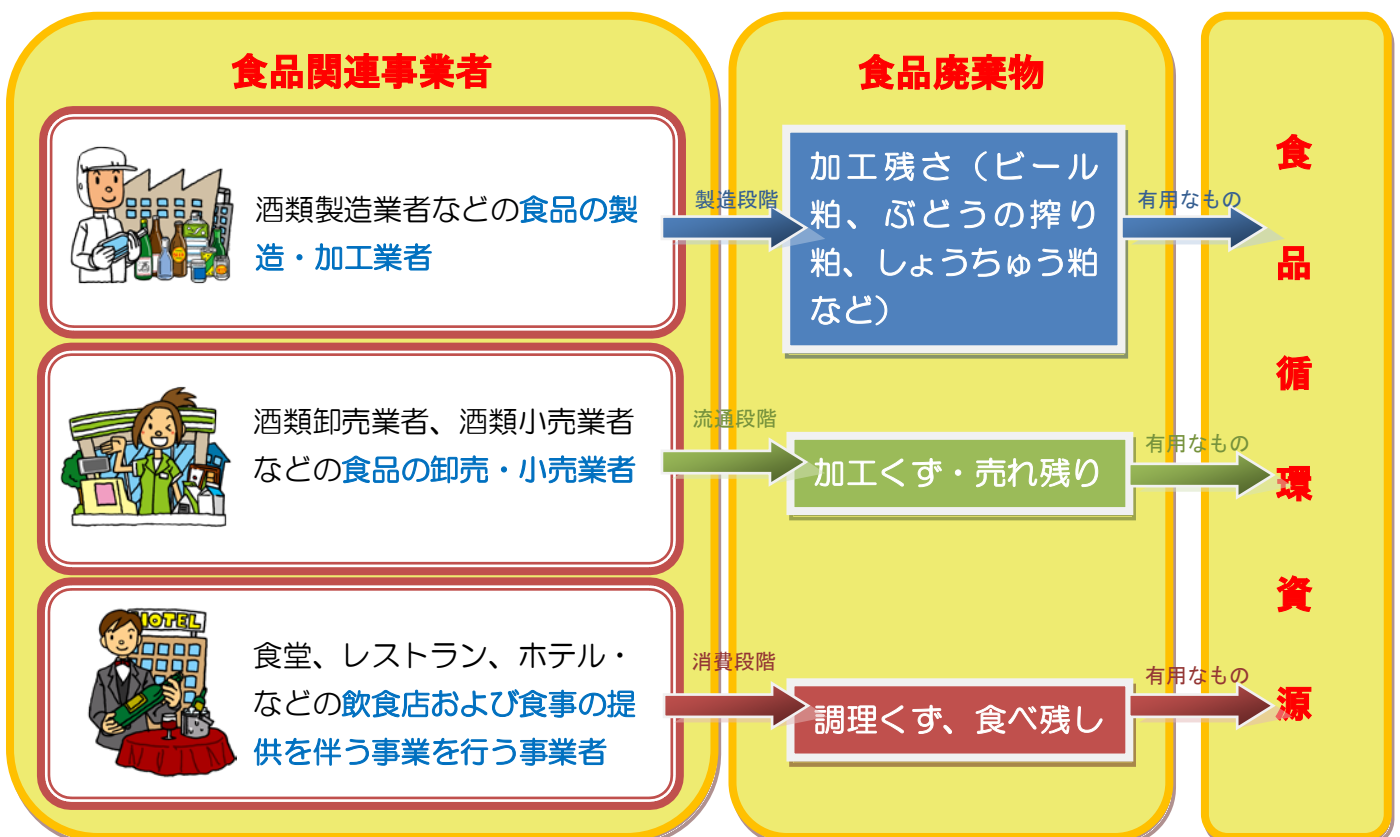
■ 法律の概要

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、食品関連事業者の再生利用等を実施すべき量に関する目標や、再生利用等の実施量、再生利用を促進するための措置等が規定されています。

■ 食品関連事業者と食品廃棄物

食品関連事業者とは、「①食品の製造・加工を行う事業者」、「②食品の販売を行う事業者」及び「③飲食店及びホテル・旅館等の食品の提供を行う事業を行う事業者」のことをいいます。

食品廃棄物とは、「①食品の製造や調理過程で生じる加工残さ、調理くず」及び「②食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し」のことをいいます。このうち、肥料や飼料などの原料となる有用なものを食品循環資源といいます。



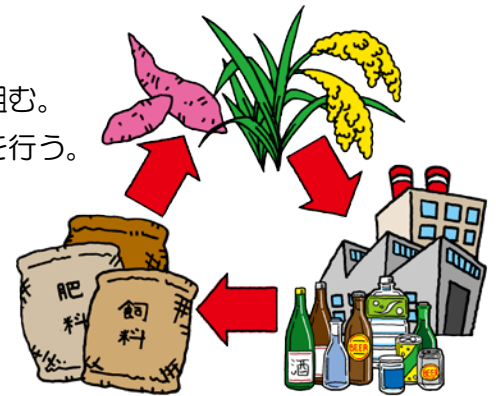
■食品関連事業者の役割

食品リサイクル法では、食品関連事業者は次のこと（食品循環資源の再生利用等）に取り組むことが求められています。

- 食品廃棄物の発生を抑制する。
- 食品廃棄物のうち食品循環資源については、再生利用に取り組む。
- 再生利用できない食品循環資源については、処理時の熱回収を行う。
- 食品廃棄物の減量に取り組む。

また、事業活動にともなって発生する食品廃棄物の量が年間（4月から翌年3月までの間）100トン以上となる食品関連事業者（食品廃棄物多量発生事業者）は、毎年6月末までに農林水産大臣、環境大臣及び事業所管大臣（酒類業の場合は財務大臣）へ、食品廃棄物の発生量等について報告しなければなりません。

なお、フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者が、加盟者と交わした約款等において加盟者の食品廃棄物の処理について定めている場合は、フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者は、加盟者の食品廃棄物の発生量等を含めて報告しなければなりません。



■国民の役割

食品リサイクル法では、国民は次のことに取り組むことが求められています。

- 食品の購入状況や家庭での調理の方法を改善することにより、食品廃棄物の発生の抑制に努める。
- 肥料、飼料等、食品循環資源の再生利用により得られた商品の利用により、食品循環資源の再生利用の促進に努める。

■罰則

食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等への取組が不十分な場合等には、例えば、次のような罰則が課されます。

- 食品廃棄物多量発生事業者が再生利用等の実施を十分に行わない場合には、勧告、公表、命令が行われ、命令に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。
- 食品廃棄物多量発生事業者が食品廃棄物の発生量等の報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合は、20万円以下の罰金に処せられます。



■食品の再生利用を推進する関係者と役割



省エネ法の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：エネルギーの使用の合理化に関する法律

国税庁酒税課

■法律の目的

エネルギーの使用の合理化に関する措置を講じ、エネルギーの有効な利用を確保することを目的としています。

■法律の概要

エネルギーの使用の合理化を総合的かつ計画的に推進するため、次の分野ごとにエネルギー使用の合理化に関する措置を行う者が規定されています。

分野	措置を行う者
工場等（工場又は事務所その他の事業場）	工場等を設置して事業を行なう者 ※「工場等」には、すべての業種の工場、事務所、事業場が含まれます。
輸送	○輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行なう者 ○荷主：自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者 ※ 自家輸送を含みます。
住宅等（住宅・建築物）	○建築時：住宅等の建築主 ○増改築時：住宅等の所有者、管理者
機械器具	エネルギーを消費する機械器具の製造業者、輸入業者

■エネルギーとは？

省エネ法では、次のものを使用の合理化対象のエネルギーとして定めています（太陽光等の自然エネルギー及び廃棄物からの回収エネルギーは対象になりません。）。

■ 燃料

①原油、②ガソリン、③重油、④その他石油製品（ナフサ、灯油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガスなど）、⑤可燃性天然ガス、⑥石炭、⑦コークス、⑧その他石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）、⑨燃焼その他の用途に供するもの（燃料電池による発電など）

■ 熱

上記の燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等。太陽熱、地熱などは対象となりません。）

■ 電気

上記の燃料を起源とする電気（太陽光発電、風力発電などは対象となりません。）

■酒類業者が行う措置

工場等について

工場等においてエネルギーを使用する事業者は、エネルギーの使用の合理化に努め、その設置しているすべての工場等における年度（4月1日から翌年3月31日まで）の原油換算エネルギー使用量の規模に応じて、エネルギー管理統括者等の選任をするとともに、所轄の経済産業局及び国税局にエネルギーの使用に関する中長期計画書及びエネルギーの使用状況等に関する定期報告書の提出などを行わなければなりません。

※ 「原油換算エネルギー使用量」とは、使用したエネルギーごとにその使用量にそれぞれ所定の係数を乗じ、その使用量を原油に換算した値です。）

※ 中長期計画書及びエネルギーの使用状況等に関する定期報告書は、酒類業者がその他の事業も行っている場合は、経済産業局、国税局及び当該事業を所管している事業所管大臣に提出してください。

■ 特定事業者及び特定連鎖化事業者（年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者）

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、以下に掲げる措置を行わなければなりません。

⇒ エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任

⇒ 中長期計画書の提出（期限：毎年7月末）

⇒ エネルギーの使用状況等に関する定期報告書の提出（期限：毎年7月末）

※ 特定連鎖化事業者とは、フランチャイズチェーン事業（連鎖化事業）を行う事業者が加盟者とエネルギーの使用等に関する定めがある約款等を交わしており、自身の設置する工場等と加盟者の設置する工場等における原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl以上となる事業者をいう。

■ 第一種エネルギー管理指定工場（年間の原油換算エネルギー使用量が3,000kl以上の工場等）

特定事業者及び特定連鎖化事業者のうち、第一種エネルギー管理指定工場を設置している事業者は、当該工場等において以下に掲げる措置を行わなければなりません。

⇒ （製造場の場合）エネルギー管理者の選任

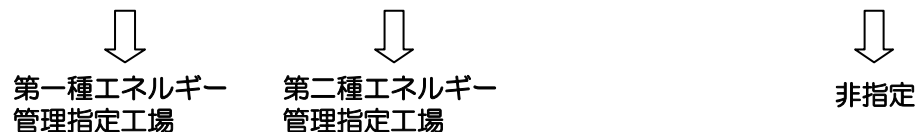
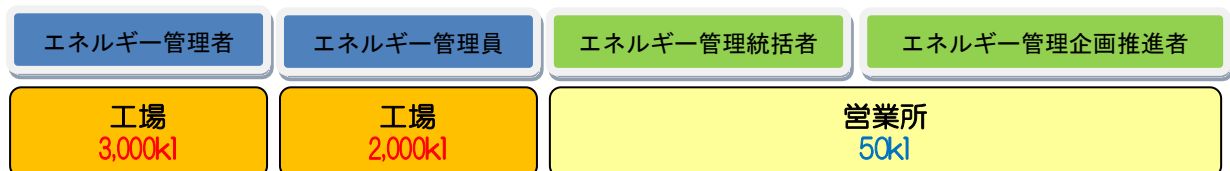
（事務所その他の事業場の場合）エネルギー管理員の選任

■ 第二種エネルギー管理指定工場（年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上3,000kl未満の工場等）

特定事業者及び特定連鎖化事業者のうち、第二種エネルギー管理指定工場を設置している事業者は、当該工場等において以下に掲げる措置を行わなければなりません。

⇒ エネルギー管理員の選任

事業者単位ごとのエネルギー管理（具体例）



$$3,000\text{kl} + 2,000\text{kl} + 50\text{kl} = 5,050\text{kl} \geq 1,500\text{kl}$$

⇒ **特定事業者**に該当します！

【措置】

- ・ 指定工場ごとにエネルギー管理者等を選任
- ・ 特定事業者ごとに「エネルギー管理統括者」と「エネルギー管理企画推進者」を選任
- ・ 特定事業者が中長期計画書を作成、エネルギーの使用状況等を報告

輸送について

輸送に係る措置には、輸送事業者（エネルギーを使用して貨物又は旅客の輸送を行う者）に係る措置と、荷主（自らの事業に関して自らの貨物を貨物輸送事業者に輸送させる者）に係る措置があります。

酒類事業者は、荷主として、貨物輸送事業者に行わせる自己の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。

■ 特定荷主（年間の貨物の輸送量が3,000万トンキロ以上の荷主）

⇒ 中長期計画の提出（期限：毎年6月末）

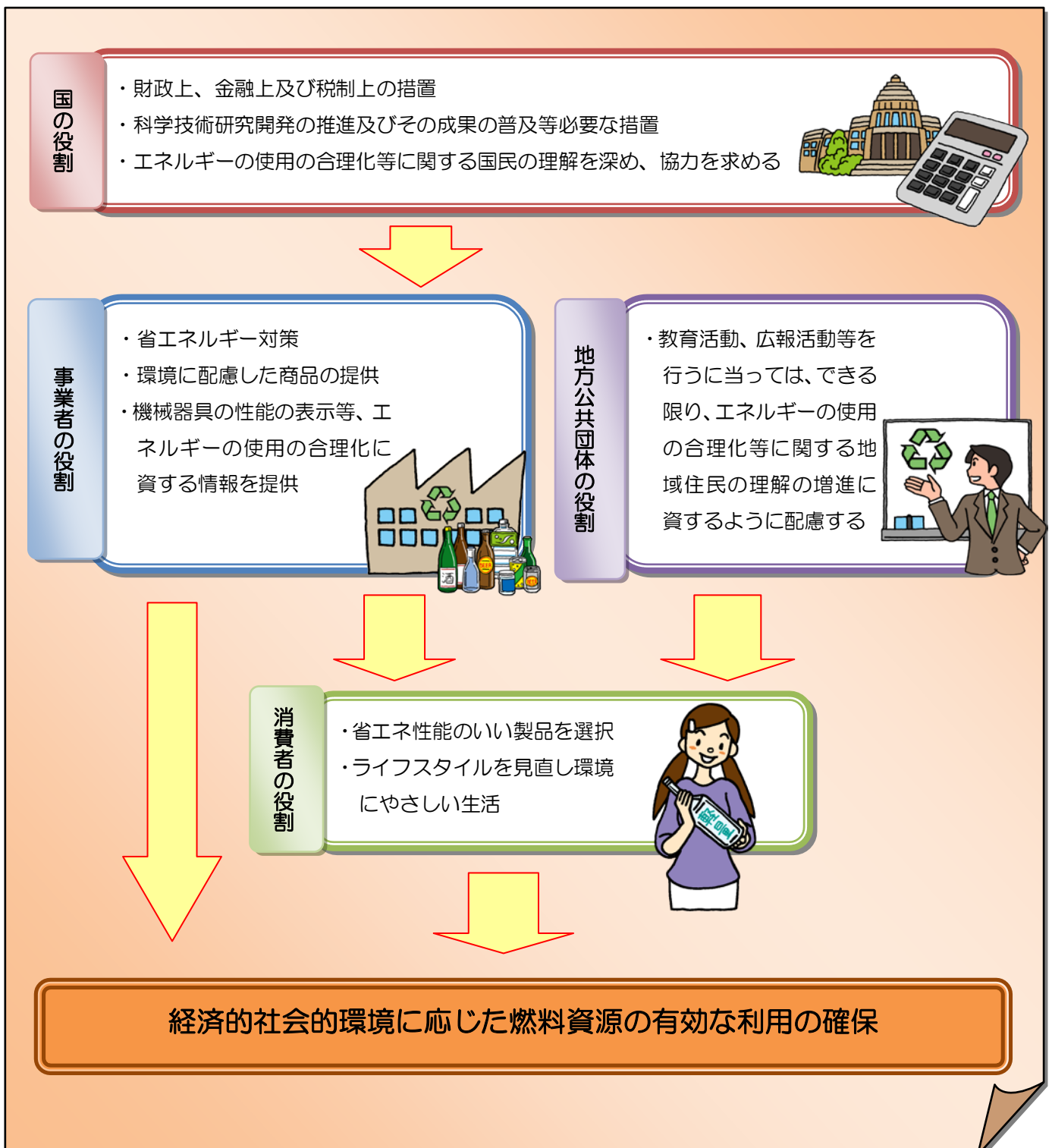
⇒ エネルギーの使用状況等の定期報告書の提出（期限：毎年6月末）

※ 貨物の輸送量とは、輸送した貨物ごとに、その重量に輸送距離を乗じたものを合計した値です。

■ 罰則

エネルギーの使用の合理化への取組が著しく不十分であるときには国による勧告、公表、命令が行われ、命令に違反した場合には100万円以下の罰金に処せられます。

■ 国、地方公共団体、事業者、消費者の役割



地球温暖化対策推進法の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：地球温暖化対策の推進に関する法律

国税庁酒税課

■ 法律の目的

社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

■ 法律の概要

国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための事項が規定されています。

また、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」が規定されています。

■ 酒類業者が行う措置

酒類業者のうち、事業活動に伴って一定規模以上の温室効果ガスを排出する者(特定排出者)は、毎年(4月から翌年3月までの間)温室効果ガスの種類ごとに温室効果ガス算定排出量を毎年7月末までに報告することとされています。

報告の対象となる温室効果ガスと特定排出者は、次のとおりです。

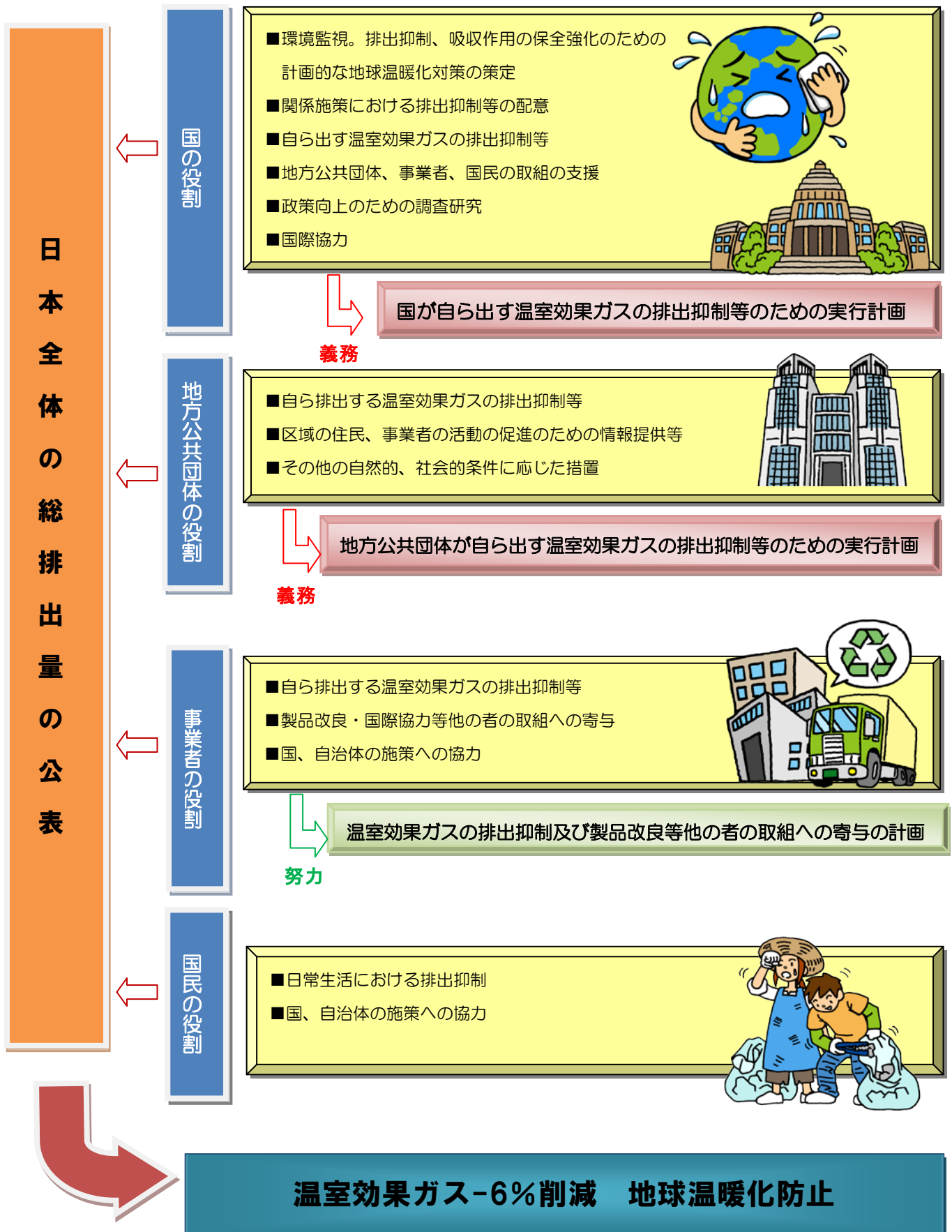
※「温室効果ガス算定排出量」とは、以下の温室効果ガスの種類ごとに、その排出量に所定の係数を乗じ、排出量を二酸化炭素に換算した値です。事業者はこの値を国へ報告し、国はこれを集計し、公表することとされています(温室効果ガスの算定・報告・公表制度)。

温室効果ガスの種類	特定排出者
■ エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) (燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱の使用に伴い排出されるCO ₂ のことをいいます。エネルギー起源二酸化炭素については、省エネ法の定期報告書を提出している場合は、地球温暖化対策推進法の報告があったものとして取り扱われます。)	■ 省エネ法で以下に指定される事業者 ○ 特定事業者 ○ 特定連鎖化事業者 ○ 特定貨物輸送事業者 ○ 特定荷主 ○ 特定旅客輸送事業者 ○ 特定航空輸送事業者 → 事業者ごとに温室効果ガス算定排出量を報告
上記以外の温室効果ガス ■ 非エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) ■ メタン (CH₄) ■ 一酸化二窒素 (N₂O) ■ ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) ■ パーフルオロカーボン類 (PFC) ■ 六ふっ化硫黄 (SF₆)	■ 次の①及び②の要件をみたす者 ① 算定の対象となる事業活動によって発生する温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の温室効果ガス算定排出量が3,000トン以上となる事業者 ② 常時使用する従業員の数が、事業者全体で21人以上となる者 → 事業所ごとに温室効果ガス算定排出量を報告

■ 罰則

温室効果ガス算定排出量の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、20万円以下の罰金に処せられます。

■国、地方公共団体、事業者及び消費者の役割



P R T R法の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

国税庁酒税課

■法律の目的

有害性が判明している化学物質について、環境への排出量の把握に関する措置（P R T R）並びに化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（MSDS）を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

■法律の概要

人の健康や生態系に有害な恐れがあるなどの性状を有する化学物質（第一種指定化学物質）を対象に、事業者は、毎年（4月から翌年3月までの間）化学物質の排出量等の把握と届出を毎年6月末までに行うこと、国は届出事項の受理・集計・公表、データの開示と利用の措置を行うことが規定されています。

■対象品目

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として、計462物質が「第一種指定化学物質」として指定されています。そのうち、発がん性のある「特定第一種指定化学物質」として15物質が指定されています。

第一種指定化学物質の例（太字は特定第一種指定化学物質）

揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン、エチレンオキシド等
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレン、クロロエチレン、ベンジリジン=トリクロリド等
農薬等	臭化メチル、フェニトロチオン、クローピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物、ニッケル化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物等
オゾン層破壊物質	CFC、HCFC 等
その他	石綿等

■対象事業者・義務者とその責務

次の1～3の要件全てに該当する事業者は、第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等、当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者として、年間（4月から翌年3月までの間）の第一種指定化学物質排出量、移動量等の情報を6月末までに国に届出しなければなりません。

1 対象業種として政令で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
(酒類製造業者は「飲料・たばこ・飼料製造業」として、指定を受けています。)

2 常時使用する従業員の数が21人以上の事業者
(本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者)

3 いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量(対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量)が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)の事業所を有する事業者等、又は他法令で定める特定の施設等※を設置している事業者

※ 鉱山保安法、ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設のほか、下水道業、ごみ処分業または産業廃棄物処理業を営む者が設置する処理施設をいいます。

■ 罰則

対象事業者が排出量及び移動量の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、20万円以下の過料に処せられます。

■ 国、地方公共団体、事業者の役割

